

資料 1

HamamatsuKosaiToyohashi Road

浜松湖西豊橋道路

〈静岡県区間〉

環境影響評価方法書のあらまし

令和6年7月

静岡県
浜松市

01 事業概要

》はじめに

浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約 26km の道路であり、三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道 23 号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。

この道路のうち、静岡県区間である三ヶ日ジャンクションから静岡県・愛知県県境までの延長約 13km を、必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者（静岡県、浜松市）が、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。

この「あらまし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」の概要を示したものです。



》事業の目的

本事業は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与する事を目的としています。

物流

速達性、定時性の向上による物流支援

三河港と高速道路 IC を結び時間短縮が見込まれ高速道路へのアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞等を回避し定時性に寄与します。



防災

災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送

津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の確実性に寄与します。



観光

広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進

豊橋・三河港地域と他の地域の主要な観光圏域の相互アクセス性の向上が見込まれ、観光地間の移動がしやすくなります。



事故

生活交通の安全な走行環境

現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。

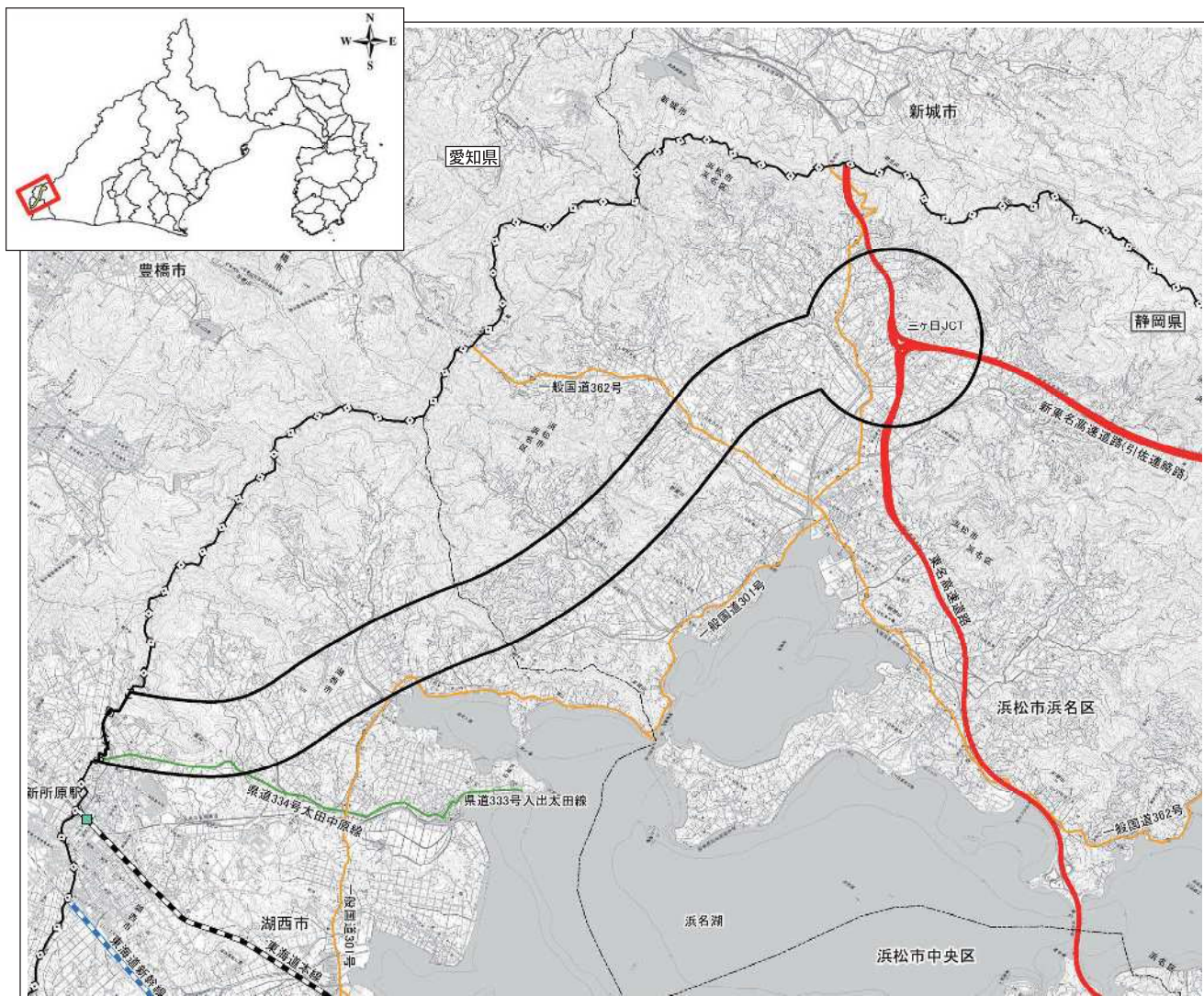


都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称	（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）※
都市計画決定権者の名称	静岡県 浜松市
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
起終点	起点：静岡県浜松市 終点：静岡県と愛知県の県境
規模	延長：約13km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
構造の概要	地表式、掘割式、高上式及び地下式

※都市計画道路名としては仮称となります。

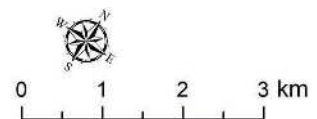
都市計画対象道路事業実施区域の位置



凡例 測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 45 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

都市計画対象道路事業実施区域 ※ ※当該事業により土地の形状の変更並びに工物物の新設及び増改築が想定される範囲。

県境
市町村界



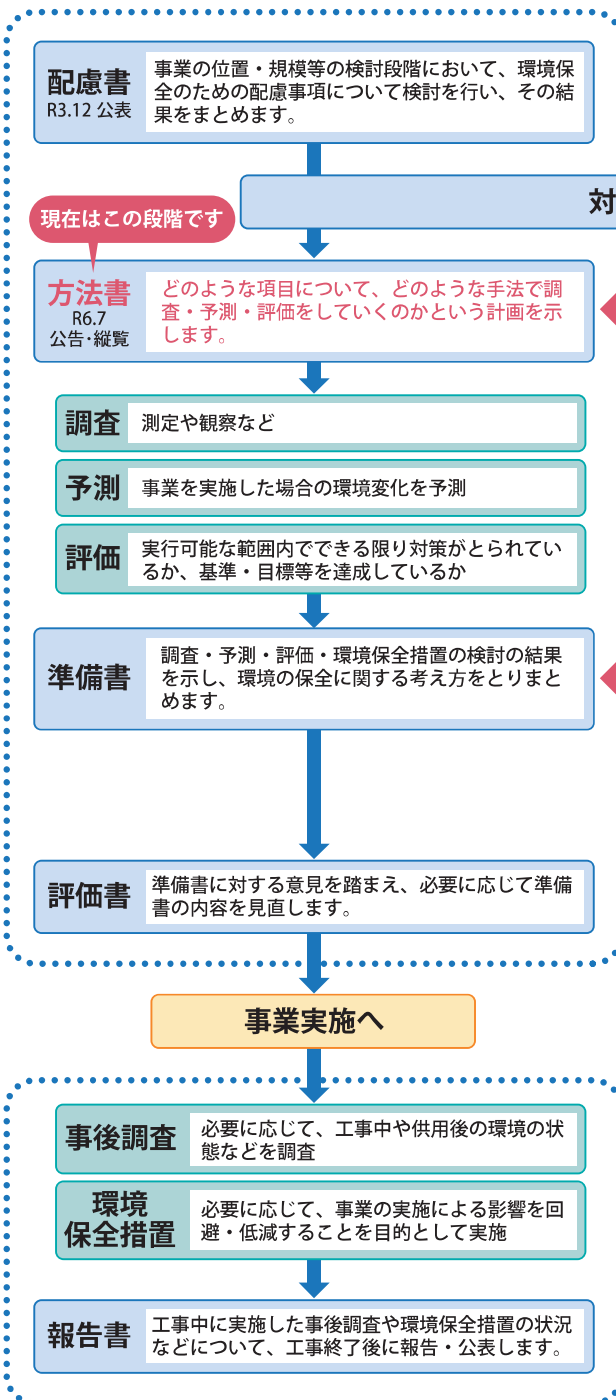
02 手続きの流れ

》 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

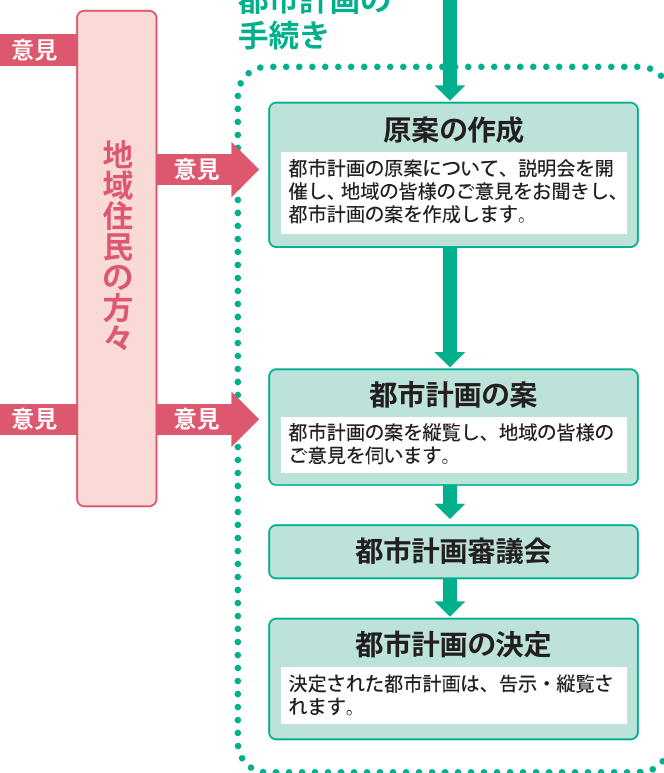
本事業では、これまでに環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書を作成し、令和3年12月に公表しました。その後、計画段階評価の手続きにおいて、豊橋市街地と二川市街地の中間を通過する【西側ルート】を対応方針として決定しました。

今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書手続きにより地域の皆様等からの意見も踏まえて決定した項目・手法で調査・予測・評価を実施していくとともに、都市計画手続きにおいては、地域の皆様等からの意見も踏まえて原案の作成を進めていきます。

環境影響評価の手続き



都市計画の手続き

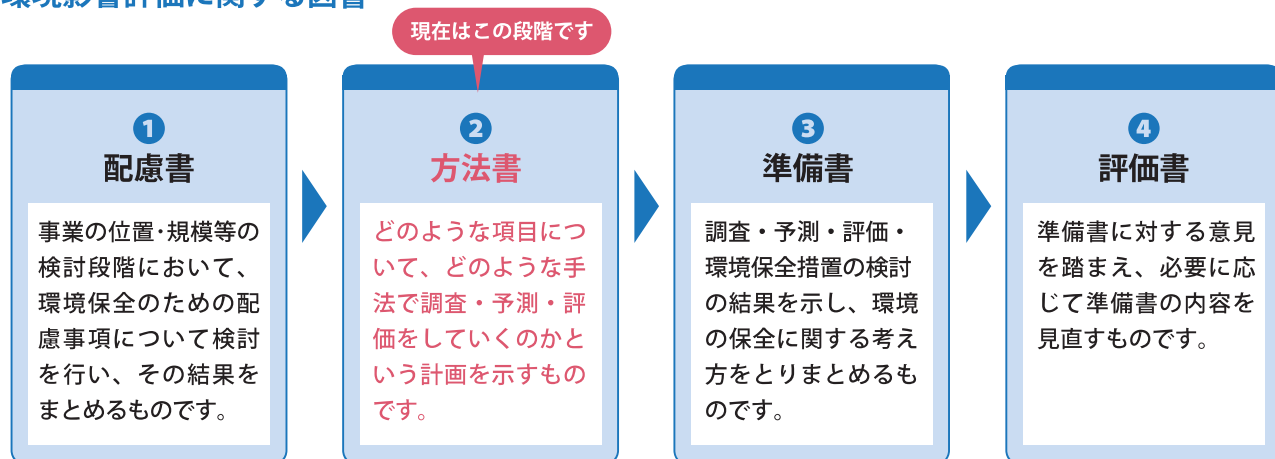


03 環境影響評価方法書とは

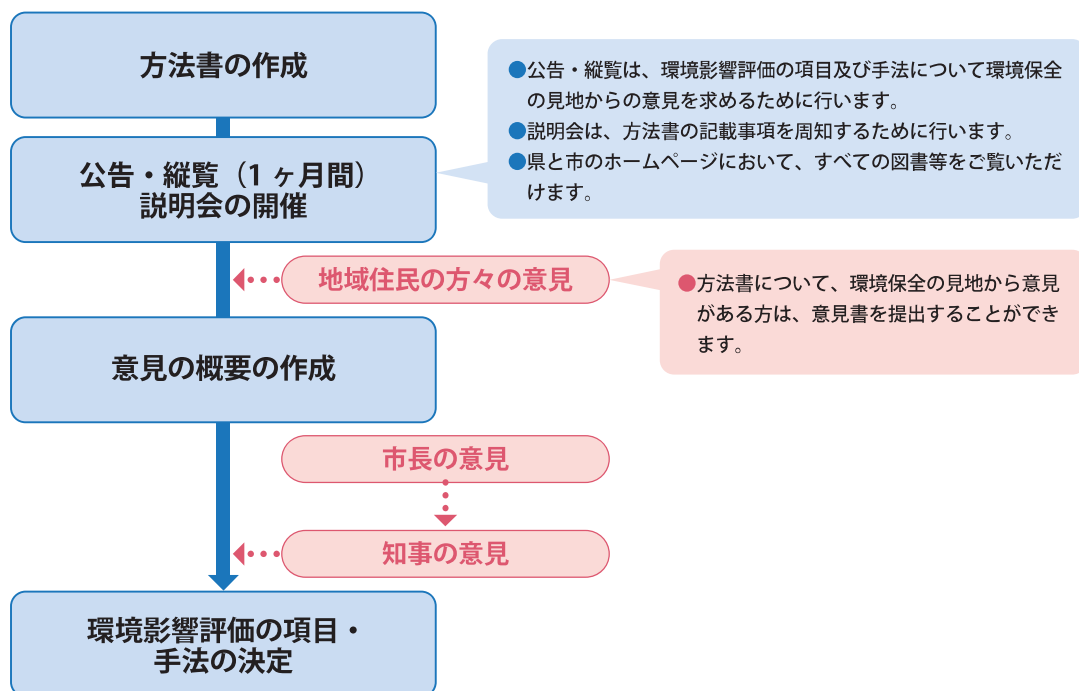
》 環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、より良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書



》 環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ



》 地域の概要（調査区域の地域特性）

事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況	●大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、一般環境大気測定局2局で調査が行われており、すべての測定局で環境基準を達成しています。
	●騒音については、一般環境騒音では環境基準を達成しており、道路交通騒音では測定を実施しているすべての地点で環境基準を下回っています。なお、振動については、調査区域において測定は行われていません。
	●動物・植物については、環境省や静岡県レッドリスト等に該当する重要な種が、動物では哺乳類26種、鳥類111種、両生類14種、爬虫類8種、魚類56種、昆虫類156種、底生動物34種、クモ類8種、陸産貝類47種、植物では638種確認されています。また、動物の注目すべき生息地が4箇所、植物の重要な植物群落等が28件存在します。
社会的状況	●周囲の土地利用現況としては、建物用地、山林、畑・その他農用地が同程度の割合を占めます。
	●主要な道路としては、東名高速道路、新東名高速道路（連絡道）、国道301号、国道362号等があります。
	●周囲には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が、多数分布しています。

》 環境影響評価の項目

浜松湖西豊橋道路に係る環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を踏まえて以下の通り選定しました。

環境要素の区分				影響要因の区分							土地又は工作物の存在及び供用			
											道路（地表式又は掘削式）の存在	道路（掘削式）の存在	道路（地下式）の存在	自動車の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○									○
			粉じん等	○	○									
		騒音	騒音	○	○									○
			振動	○	○									○
		低周波音	低周波音											○
	水環境	水質	水の濁り			○								
		地下水の水位	地下水の水位					○	○			○		
		河川	河川の変化					○	○			○		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			○				
		その他の環境要素	日照障害							○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○			○	○		○		○		
	植物		重要な種及び群落				○	○		○		○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○			○	○		○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			○				
	文化財						○			○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物		○									
	地球環境		温室効果ガス	○										

○：環境影響評価を行う項目

調査・予測の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法	予測の手法等	影響要因
大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度）：大気の汚染に係る環境基準に規定される測定方法	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測	工事の実施 道路の供用
粉じん等	気象の状況：地上気象観測指針による観測方法	事例の引用または解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施
騒音	騒音の状況（騒音レベル）：騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	振動の状況（振動レベル）：振動規制法施行規則に規定される測定方法等	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	住居等の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測	道路の供用
水質（水の濁り）	水質の状況（浮遊物質の濃度、濁度）：水質汚濁に係る環境基準に規定される測定方法等 水象の状況（流量、流速）：「水質調査方法」等に規定される方法等	類似事例を用いて推定する方法により水の濁りの程度を予測	工事の実施
地下水の水位	地下水位の状況：地下水位、湧水量の観測調査等を実施	事例の引用または理論的解析により地下水位、湧水量を予測	工事の実施 道路の存在
河川（河川の変化）	河川の流量、湧水の分布の状況：河川流量、湧水量の観測調査等を実施	事例の引用または理論的解析により河川流量、利水及び水面利用等への影響の程度を予測	工事の実施 道路の存在
地形及び地質（重要な地形及び地質）	重要な地形及び地質の分布の状況：重要な地形及び地質の特性や変化を現地踏査により目視	土地の改変範囲と重要な地形及び地質の分布範囲の重ね合わせにより重要な地形地質の変化を予測	工事の実施 道路の存在
日照障害	土地利用及び地形の状況：現地踏査による目視	日影図の作成により構造物による日影を予測	道路の存在
動物（重要な種及び注目すべき生息地）	動物相及び重要な種等の状況：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、個体の採取等の各動物に応じた方法等	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物（重要な種及び群落）	植物相及び植生、重要な種等の状況：個体の目視や採取等の方法等	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系（地域を特徴づける生態系）	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況：「動物」「植物」に同じ	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系等に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況：写真撮影等	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法による変化の程度を予測	工事の実施 道路の存在
人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況等：写真撮影等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	工事の実施 道路の存在
文化財	文化財及び文化財の周囲の状況：既存資料調査及び現地踏査による目視	対象事業の計画をもとに文化財の消滅の有無及び改変の程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等	既存資料調査を基本とする	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
地球環境（温室効果ガス）	既存資料調査を基本とする	工事の実施に伴う温室効果ガスの発生量を予測	工事の実施

評価の手法

●回避又は低減に係る評価

事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

●基準又は目標との整合性の検討

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

05 縦覧等について

》 「環境影響評価方法書」の縦覧について

縦覧期間 令和6年7月19日(金)～8月19日(月)[土曜・日曜及び祝日を除く]
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

- 静岡県交通基盤部都市局都市計画課
- 浜松市都市整備部都市計画課
- 浜松市環境部環境政策課
- 浜松市三ヶ日支所
- 湖西市都市整備部都市計画課

インターネットによる公表

- 静岡県都市計画課ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>
- 浜松市都市計画課ホームページ
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

※ホームページ上では、期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧可能です。



▲静岡県



▲浜松市

》 「意見書」の提出について

方法書について、環境保全の見地から意見書を提出することができます。

01. 提出期限 令和6年9月2日(月)必着

02. 提出先

- ① 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
- ② 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 都市整備部 都市計画課
- ③ 〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市役所 都市整備部 都市計画課

※郵送の場合は上記①～③のいずれかに提出ください。
※持参の場合はすべての縦覧場所で提出することができます。

03. 提出方法

- 郵送又は持参による書面での提出
- 静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12124
- 電子メールによる提出(浜松市)
toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



▲電子申請

04. 意見書に記載が必要な事項

- A. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - B. 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」と記載)
 - C. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて日本語で記載してください。)
- ※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市ホームページより参考様式をご利用いただけます。

》 このパンフレットについての問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
☎ 054-221-3204
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003451/1003588/1029681.html>



浜松市都市整備部都市計画課都市計画グループ

〒430-8652
浜松市中央区元城町103番地の2
☎ 053-457-2644
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/toshisebi/kekaku/index.html>



都計第 80 号－ 2

浜都計第 59 号－ 2

令和 6 年 9 月 20 日

浜松市長 中野 祐介 様

都市計画決定権者 静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木 康友

(公印省略)

都市計画決定権者 浜松市

上記代表者 浜松市長 中野 祐介

(公印省略)

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間)

環境影響評価方法書についての意見の概要について (送付)

環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。) 第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 9 条第 1 項の規定により、意見の概要を送付します。

担 当 静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

電話番号 054-221-3204

担 当 浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

電話番号 053-457-2371

意見の概要

(仮称) 浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第8条第1項に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を受け付けた。4名の方から合計4件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は3件、その他（事業特性）の意見は1件であった。

意見 番号	分類	意見内容
1	大気環境、動物、植物、生態系等について	多くの自然や生き物が人間の手により破壊されてほしくありません。自然がなくなることによってそこに住む多くの生物が住めなくなり、緑がなくなることによって空気中の二酸化炭素を取り入れ酸素を出してくれる木々が減ってしまいます。 新しいものをつくるのではなく、今あるものを整備し、長く大切にすることがこれから大切になってくると 생각합니다。新しい道路をつくることで環境を広くこわすことは絶対望みません。
2		道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます（排気ガス他） 今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととはおもえません。道路が出来ることは反対します。
3		実家が湖西で自然が沢山あり、天然記念物の生き物もいます。これからの子供達の為にも豊かな自然を残したい。自然破壊をするべきではない。道路を作るのに絶対反対です。
4	事業特性	浜松湖西豊橋道路は、東名、新東名、三遠南信道路、名豊道路などと一帯となり、三遠南信地域の発展に寄与する道路なので、早く都市計画決定して、事業化すべきと思います。

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (静岡県区間)

環境影響評価方法書に関する市長意見

I 全般事項**1 道路のルート、構造等**

本環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）では、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画等が明らかにされていないことから、環境影響評価準備書においては、これらを明確にすること。加えて、環境の保全の配慮に係る検討の経緯として、調査・予測地点及びその選定理由を詳細に記載すること。

2 最新の知見の導入

今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は低減に努めること。

3 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

4 事業計画の見直し

今後の事業計画の検討に当たって、Ⅱ個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、道路のルート、構造等の見直しを検討すること。

5 環境影響評価の項目選定及び調査・予測及び評価の手法

事業計画を具体化する過程で、方法書で想定していなかった環境影響要因や、新たに環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言を受けたうえで、環境影響評価項目を追加し、調査・予測及び評価を行うこと。

Ⅱ 個別事項**1 大気質、騒音・振動**

都市計画対象道路事業実施区域（以下、事業実施区域）及びその周辺には、複数の住居や学校等が存在することから、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、道路のルートの検討にあたっては、適切に調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境への影響を回避又は低減するように努めること。

(案)

2 水質

- (1) 事業実施区域及びその周辺には、複数の河川が含まれ、事業の実施に伴い発生する濁水により、河川の水質の悪化等が懸念されることから、工事中の環境影響について適切に調査・予測及び評価すること。
- (2) 浮遊物質量や濁度を調査するにあたり、通常時と降雨時では数値が大きく変化することから、調査日の選定には天候等を勘案し、必要に応じて通常時に加えて降雨時の影響を予測及び評価すること。

3 動物、植物、生態系

- (1) 動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。
- (2) 供用後の自動車の走行により、ロードキルの発生が懸念されることから、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査・予測及び評価すること。

4 景観

事業実施区域には、浜松市景観形成基本計画において、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全し、地域の魅力的な景観として活用するとして、三ヶ日地域が含まれていることから、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査・予測及び評価を行い、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう努めること。

5 廃棄物等

事業の実施に伴う建設発生土の発生を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に予測及び評価すること。

6 文化財等

事業実施区域には、静岡県指定名勝「大福寺庭園」や静岡県指定有形文化財「木造釈迦如来坐像」等を所蔵する華蔵寺、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」、浜松市指定史跡「西山古墳」、国指定特別天然記念物「カモシカ」の生息域を含むこと、「釣古墳群」や「日比沢城跡」など多数の埋蔵文化財包蔵地が所在することから、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。

浜松湖西豊橋道路 計画段階配慮書

に関する市長意見

I 全般事項

1 道路の配置等

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来るだけ環境影響の少ない設計・計画とすること。
- (2) 計画段階配慮書における位置等の複数案の設定に関して、浜松市内の区間に関しては複数のルート帯案が設定されていないことから、方法書においてその理由を明らかにするとともに、ルート帯内で環境への影響に配慮した設計・構造とすること。

2 最新の知見の導入

今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は低減に努めること。

3 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

4 事業計画の見直し

今後の事業計画の検討に当たって、以下の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、道路の配置等の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 大気質、騒音・振動

ルート帯の中には複数の住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、住居等への影響に配慮した設計に努めること。

2 水質

ルート帯は複数の河川を横断することから、工事の実施に伴い発生する濁水や、道路排水等により、河川の水質への影響が生じないように、具体的な事業計画の検討に当たっては河川の状況を調査し、水質の保全に配慮すること。

3 動物、植物、生態系

動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減するよう配慮すること。

4 景観

事業実施想定区域の三ヶ日地区は、浜松市景観形成基本計画において、地域における恵まれた自然景観の保全として、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全するとしていることから、事業の検討に当たっては、景観資源との調和に配慮すること。

5 廃棄物等

工事の実施に伴い、廃棄物や建設発生土が発生することから、その発生を抑制するとともに、適正に処理すること。

6 文化財等

- (1) ルート帯の中には、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」や史跡「西山古墳」、国指定天然記念物「カモシカ」の生息域を含むことから、これらの文化財等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう配慮すること。
- (2) 配慮書では、埋蔵文化財包蔵地が図示されていないほか、文化財の史跡・建造物で記載されていないものが存在するため、改めて調査を行い、その結果を方法書以降の図書に反映すること。

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価方法書
に関する市長意見

I 全般事項

1 風力発電設備の配置等

環境影響評価準備書（以下「準備書」とする。）の作成に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を決定し、決定経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入

準備書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺においては、複数の風力発電事業が計画され、環境影響評価の手続き中であることから、他事業者との情報交換に努め、適切な調査・予測及び評価を実施すること。

4 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直し

個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

6 事業計画の未定部分

準備書の作成に当たっては、環境影響評価方法書で未定となっている残土置き場や取付道路について計画を明らかにし、当該計画を含めた適切な調査・予測及び評価を行うこと。

Ⅱ 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

(1) 対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(2) 「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」（令和2年8月31日、経済産業省）をふまえ、調査・予測結果や最新の知見について、地域住民に対し丁寧な説明等の対応を行うこと。

2 水質

(1) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点を把握するとともに水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の環境影響について予測及び評価を行うこと。

3 地形、地質

(1) 風力発電機の設置予定地点の多くは水源涵養保安林であり、事業の実施により河川への濁水流出等の恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、影響の回避・低減措置を講じること。

(2) 対象事業実施区域には砂防指定地等が含まれ、多くの地滑り地形が防災科学技術研究所により抽出されている。今夏の豪雨により周辺で土砂崩れが発生したように、資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、土地改変にあたっては必要な地盤安定対策を実施するなど、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。

(3) 準備書の作成に当たっては、資材搬入道路の整備について計画を明らかにし、適切な調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減に努めること。

4 動物、植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があり、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで他の事業者と情報交換を行い、他の事業計画を含めて調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避又は低減に努めること。

5 景観

風力発電機の色彩に関しては、設計段階で環境融和塗色を検討するとなっているが、色彩の決定に当たっては、天気、季節の変化を踏まえた景観、動物への影響、航空法との関係等の多角的な視点が必要となるため、準備書に検討経緯を記載するとともに、それに基づいた設計とすること。

6 廃棄物等

(1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を調査した上で、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。

(2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、残土処理の計画を可能な限り明確にするとともに文献やボーリング調査等で事前に現地の状況を把握し、残土処理により生じる環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。

(仮称) 天竜風力発電事業 環境影響評価方法書

に関する市長意見

I 全般事項

1 風力発電設備の配置等

環境影響評価準備書（以下「準備書」とする。）の作成に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえて風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を決定し、決定経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入

準備書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺においては、複数の風力発電事業が計画され、環境影響評価の手続き中であることから、他の事業の影響が懸念される項目について検討した上で、評価に必要な情報の入手・交換に努め、可能な限り適切な調査・予測及び評価を実施すること。

4 地域住民等に対する情報提供

現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直し

個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

6 事業計画の未定部分

準備書の作成に当たっては、環境影響評価方法書で未定となっている残土置き場や取付道路について計画を明らかにし、当該計画を含めた適切な調査・予測及び評価を行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影

- (1) 対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。
- (2) 「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」（令和2年8月31日、経済産業省）をふまえ、調査・予測結果や最新の知見について、地域住民に対し丁寧な説明等の対応を行うこと。

2 水質

- (1) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁水の発生等が懸念されることから、水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点を把握するとともに水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の環境影響について予測及び評価を行うこと。

3 地形、地質

- (1) 風力発電機の設置予定地点の多くは水源涵養保安林であり、事業の実施により河川への濁水流出等の恐れがあることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、適切な調査・予測及び評価を行い、影響の回避・低減措置を講じること。
- (2) 対象事業実施区域は、昨夏の豪雨により周辺で土砂崩れが発生したように、資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、土地改変にあたっては適切な調査・予測及び評価を行い、必要な地盤安定対策を実施するなど、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないようすること。
- (3) 準備書の作成に当たっては、資材搬入道路の整備について計画を明らかにし、適切な調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減に努めること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、適切な調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息している可能性があり、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、専門家の

指導を受けたうえで調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

- (3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで他の事業者と情報交換を行い、他の事業計画を含めて調査・予測及び評価を行い、環境影響の回避又は低減に努めること。

5 景観

風力発電機の色彩に関しては、天気、季節の変化を踏まえた景観、動物への影響、航空法との関係等の多角的な視点が必要となるため、準備書に検討経緯を記載するとともに、それに基づいた設計とすること。

6 廃棄物等

- (1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を調査した上で、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。
- (2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、残土処理の計画を可能な限り明確にするとともに文献やボーリング調査等で事前に現地の状況を把握し、残土処理により生じる環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。

7 文化財等

対象事業実施区域には市指定名勝の竜頭山や、県指定天然記念物の山住神社のスギ、埋蔵文化財包蔵地の上平山奥山遺跡など複数の文化財があることから、事業が与える影響について、関係機関との事前協議及び調査・予測・評価を適切に行うこと。